

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

1. 目的

夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る必要経費を計上するため、現場管理費の補正を行う。

2. 対象工事等

(1) 対象工事

洲本市が発注する工事のうち、主たる工種が屋外作業である土木工事を対象とする。
草刈りや清掃、樹木の剪定、側溝の清掃など工事積算体系の委託業務を含む。

(2) 対象地域

洲本市内全ての地域を対象とする。

3. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

熱中症対策に資する現場管理費の補正（以下、熱中症対策補正という）において、工期とは、工事着手日から工事完成日までの日数をいう。

熱中症対策補正に必要となる、工事完成日は、契約変更手続き期間等を踏まえ受発注者間協議により定めるものとする。

また、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

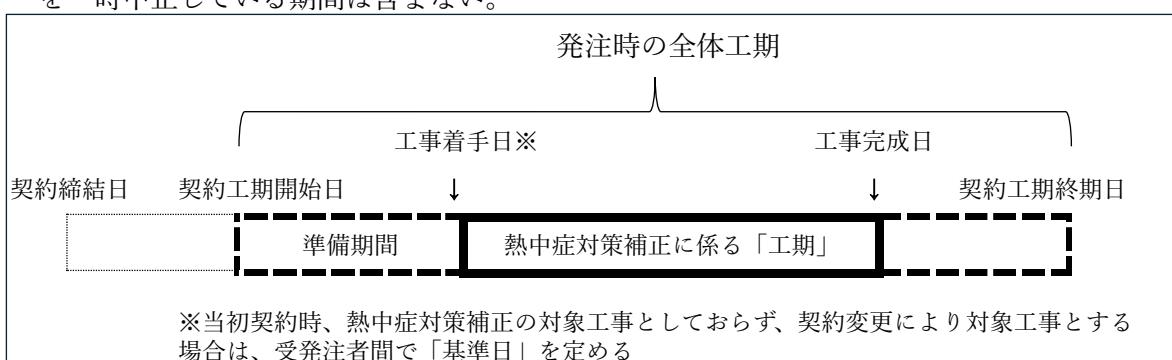


図 - 1 热中症対策補正に係る「工期」の考え方

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

真夏日率は小数第2位止め（3位四捨五入）

4. 積算方法等

受注者より提出された計測結果資料(参考参照)をもとに、真夏日率を現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行う。

(1) 補正方法

$$\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times 1.2$$

補正值 (%) は小数第 2 位止め (3 位四捨五入)

(2) 現場管理費

対象純工事費 × ((現場管理費率 × 補正係数※) + 補正值)

※補正係数：地域補正等

なお、「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高 2 %とする。

(緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令による応急工事とする。)

5. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載する。

使用する観測所は以下のとおりとし、気象庁の気温または環境省が公表している暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25 °C 以上となる日を真夏日とみなす。

観測所名	所在地
郡家	淡路市多賀
洲本	洲本市木戸 洲本特別地域気象観測所
南淡	南あわじ市阿万塙屋町

※観測所の選定は施工現場から最寄りを基本とするが、観測条件等を考慮し、受発注者間協議により決定するものとする。

参照：気象庁ホームページ／各種データ・資料／過去の地点気象データ・ダウンロード

参照：環境省ホームページ／熱中症予防情報サイト

(2) 計測結果の報告

受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出する。

6. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行う。

なお、一般管理費算出時の、現場管理費率に係る補正值は、親設計書で設定した補正值によるものとする。

7. 週休 2 日制の経費補正を行う場合の適用

週休 2 日制の補正と同時に熱中症対策に資する現場管理费率の補正を行う場合は、熱中症対策による補正值加算後に週休 2 日制の補正係数を乗じる。

現場管理費 =

対象純工事費 × {((現場管理費率 × 補正係数) + 热中症補正值) × 週休 2 日制の補正係数}

8. 対象工事である旨等の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を特記仕様書等に明示する。

9. 適用

令和 8 年 4 月 1 日以降に入札公告する工事とし、受注者が現場管理費の補正を希望した場合に適用する。

附則

この要領は令和 8 年 4 月 1 日から適用する。